

# 群馬県高等学校保護者連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、群馬県高等学校保護者連絡会（以下「本会」という）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を群馬県高等学校PTA連合会事務局に置く。

(目的)

第3条 本会は、群馬県内の公私立高等学校・中等教育学校PTA及び高等部を置く特別支援学校に在籍する生徒の保護者間の連絡を密にし、もって生徒の健全育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研修会・講習会の開催
- (2) 生徒の健全育成をはかるための諸事業
- (3) 諸調査
- (4) 他の教育関係諸団体との提携
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 群馬県内の高等学校・中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校に在籍する生徒の保護者
- (2) 本会の趣旨に賛同して入会を認められた者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 7名、理事 若干名、監事 2名

(役員を選出)

第7条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、総会において理事の中から選任する。
- (2) 理事は、総会において選任する。
- (3) 監事は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、総会及び理事会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務の運営にあたる。
- (4) 監事は経理を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関で、定期総会は、毎年6月に開催し、事業報告・予算決算の承認・役員を選任・その他重要な事項を協議決定する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき随時に開催することができる。

(理事会)

第12条 理事会は、総会に提出する決算・予算案及び事業計画等を審議し、その他、本会の運営に関する重要事項を協議決定する。

(議決)

第13条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

前項の規定にかかわらず、本会の解散及び会則の変更については、出席者の3分の2以上の者の同意がなければならない。

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会業務を実施するにあたり必要な手続きは別に定める。

付則 1 この会則は、平成3年4月1日から実施する。

2 平成10年4月1日一部改定

3 平成17年6月17日一部改定

会 運 営 の 確 認 事 項	
1 会員について	正会員 群馬県高等学校PTA連合会加盟校の保護者 準会員 校長等
2 役員について	会長・副会長・理事・監事等の役員は、群馬県高等学校PTA連合会の役員が兼務する。
3 総会について	群馬県高等学校PTA連合会の総会をもって総会とする。
4 事業について	生徒や保護者にとって有意義な事業を群馬県高等学校PTA連合会と一体となつて行う。

### 群馬県高等学校保護者連絡会事務局の設置に関する規定

本会会則第2条に定める事務局を次のとおり設置する

- 1 所在地 〒371-0801 前橋市文京町二丁目二十番二十二号  
群馬県生涯学習センター群馬県高等学校PTA連合会事務局内
- 2 電 話 027-223-3173

附則 1 この規定は、平成17年7月16日より施行する。



